

子ども家庭局 子ども家庭政策課	Tel 093-582-2550
子育て支援課	Tel 093-582-2410
保育課	Tel 093-582-2412
青少年課	Tel 093-582-2392
子ども総合センター	Tel 093-881-4556
男女共同参画推進部	Tel 093-582-2405

子ども家庭局の主要施策

子ども家庭局一般会計予算 58,432,961千円

子ども家庭局では、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）に掲げる“人づくり”を具体化するため、その部門別計画として、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示す「元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【計画期間：平成22年度～26年度】）」を策定している。

この計画の下で、家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや、子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指す。

（1）仕事と子育ての両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進するとともに、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスを充実する。

（2）安心して生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から乳幼児および思春期の保健・医療体制のより一層の充実を図るとともに、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄になる中、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進する。

（3）子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

子どもや若者が直面する様々な課題への対応と、地域社会全体で子どもの健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進する。

（4）特別な支援を要する子どもや家庭への支援

社会的養護が必要な子ども、障害のある子どもやその家庭、ひとり親家庭に対し、その状態に応じた必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実する。

重点的に取り組みを行う主なもの

(1) 仕事と子育ての両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの推進 15,111千円
多様な働き方や生き方が選択でき、活力ある豊かな社会を実現するため、市民・企業・行政が協働してワーク・ライフ・バランスの推進に向けた地域運動を展開するとともに、企業等の取り組みを社会全体で後押しするための事業を行う。
- 多様な保育サービスの拡充 1,309,670千円
多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育、特定保育、病児・病後児保育事業など、保育サービスの充実を図る。
- 保育所の適正配置 245,500千円
保育所が不足する地域に民間保育所の新規開設を行う。また、施設の老朽改築と併せて公立保育所の民営化を推進し、運営の効率化と保育環境の向上を図る。
- 放課後児童健全育成事業(学童の全児童化) 2,194,335千円
放課後、保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図る放課後児童クラブを、低学年や留守家庭に限らず、希望する全ての児童を受け入れられるよう、整備・拡充する。また、70人を超えるクラブの分割(複数化)を行う。
- 児童館の充実 529,365千円
地域における児童の健全育成や、子育て支援、子ども会や母親クラブ等地域の活動拠点である、児童館の運営の充実を図る。
- 新**児童館等AED設置事業 29,160千円
利用者や近隣住民等の万一の場合に備えるため、児童館、放課後児童クラブ、母子生活支援施設、青少年施設、公立保育所等にAEDを設置する。
- 認可外保育施設への指導 7,324千円
認可外保育施設に対するきめ細やかな指導を行うため、認可保育所の所長経験者2名を指導員として配置するとともに、認可外保育施設の保育従事者の資質向上のため、条件整備を行う。
- 社会福祉施設従事者(保育所職員)研修事業 6,900千円
社会福祉研修所における階層別研修(新任、中堅、指導的職員)、専門研修(統合保育、カウンセリング、保育所給食調理員など)及び保育課・保育所連盟などの主催による研修などを実施するとともに、全国的な保育の研修会に保育士を派遣するなど、保育所職員の資質向上を図るため、研修内容の充実を努める。

(2) 安心して生み育てることができる環境づくり

- 母子健康診査 989,582 千円
妊娠・出産・育児における経済的負担を軽減するため、妊婦健診（14回）や乳幼児健診について、公費助成を行う。
- のびのび赤ちゃん訪問事業 49,088 千円
生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結びつける。
- すくすく子育て支援事業 29,326 千円
安心して生み育てることができる地域づくりを推進するため、市民センター等で妊産婦・乳幼児なんでも相談等子育てに関する事業を行う。
- 食を通じた乳幼児等の健康づくり 1,400 千円
妊娠・乳幼児期からの食育が重要であることを踏まえ、母子等に対する栄養教室・相談や食育の普及啓発などを行う。
- 新思春期保健連絡会 3,900 千円
医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、思春期の現状把握及び課題を共有するとともに、思春期保健の対策等について協議する。
- 乳幼児等医療費支給制度 2,438,400 千円
子育てに関する経済的負担を軽減するため、小学校3年生までの乳幼児等に係る医療費（ただし、小学生期は入院医療費のみ）の自己負担額を助成する。さらに、平成22年10月から入院医療費の助成について小学校6年生まで拡大する。
- 特定不妊治療費助成事業 74,927 千円
特定不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成するとともに、専門の相談窓口において、不妊に関する相談に応じる。また、不妊治療に関する理解を深めるため、広報等を行う。
- 新(仮称)子育てに優しいまちづくりに向けたキャンペーン 4,500 千円
本市が、子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを、広く市民にPRするとともに、行政のみならず、身近な地域においても、子育て家庭を支える環境づくりに取り組んでもらえるよう、キャンペーンを実施する。
- 新子育てに優しいまちづくり推進事業 5,000 千円
地域ぐるみで子育てを支える取り組みを進めるため、小学校区単位を基本に、アドバイザー派遣等の支援を行い、子育てサポーターや地域の子育て支援団体などが連携・協力した子育て支援活動を促進する。

- 親子ふれあいルーム整備事業 40,767千円
乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを区レベルで整備する。
- 新育児サークル活動支援事業 2,000千円
育児サークルにおいて、乳幼児の知育に必要な遊具等を購入する場合の経費の一部を助成する。
- 新子育てに関する情報提供の充実 5,500千円
子どもの成長に応じた情報をタイムリーにかつ手軽に入手できるよう、ホームページ、情報誌の内容や情報提供方法の充実を図るとともに、「(仮称)子ども白書」を発行することにより、必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みを構築する。
- 赤ちゃんの駅登録事業 2,775千円
官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やオムツ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親が安心して外出できる環境づくりを行う。
- 子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営 413,838千円
子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育て中の親が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援施設として、「子どもの館」、「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行う。
- 地域子育て支援センター事業 69,366千円
保育所等の有するノウハウを活用して、子育て家庭支援活動の企画・調整等を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導、育児サークル等への支援を行う。
- ほっと子育てふれあい事業 14,481千円
ほっと子育てふれあいセンターが中心になり、子育ての援助を行いたい会員（提供会員）と子育ての援助を受けたい会員（依頼会員）とでボランティア組織をつくり、相互援助活動を行う。
- 子育て支援総合コーディネーター配置事業 15,083千円
「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、育児相談・情報提供の充実を図る。
- 北九州市次世代育成行動計画推進事業 2,118千円
次世代育成支援対策推進法に基づき、「元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画（平成22～26年度））」を策定した。今後は、「子育て日本一を実感できるまち」の実現に向け、計画を着実に推進する。
- 新子ども手当 16,233,000千円
次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- 児童扶養手当 5,448,676千円
母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。また、平成22年度においては、父子家庭にも支給を拡大する。

(3) 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

- 新**青少年体験活動等活性化事業 5,000千円
青少年の体験活動に関する情報発信の強化や、地域における青少年体験活動推進のための仕組みづくり、また、親子のふれあいをテーマにした催しの開催等を通じて、家庭や地域における青少年健全育成のための環境を整える。
- 新**「(仮称)青少年応援センター」の設置及び運営事業 10,000千円
子ども・若者の育成や支援に関する相談に応じることや関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言等を行う総合相談機能等をもつ「(仮称)青少年応援センター」を設置する。
- 若者のための応援環境づくり推進事業 2,800千円
若者の自立を支援するため、若者向けのホームページの運営や「(仮称)子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営、また、若者の意識や生活実態等に関する調査・研究等を行う。
- 青少年の家の整備・充実 47,221千円
市民の新たなニーズや老朽化への対応と利用者の利便性・快適性の向上を図るため、青少年の家の整備・充実を推進する。
- 新**非行少年の立ち直り支援と体制強化事業 1,500千円
非行少年を専門に対応する体制を整備し、児童及び保護者に対して専門的な立場から指導・援助を行うことにより、非行少年の立ち直りを支援する。

(4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

- 児童養護施設等入所児童自立生活支援事業 14,919千円
児童養護施設等の入所児童に対し、高校修学等の費用や就職等支度金、普通自動車免許取得費等に加え、資格取得費を一部助成し自立を支援する。
- 新**児童養護施設等のAED設置事業 2,520千円
入所している児童や近隣住民等の万一の場合に備えるため、児童養護施設や乳児院等にAEDを設置する。
- 新**女子児童用自立援助ホームの創設 33,850千円
児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活の援助や生活指導等を行い社会的自立を促進する自立援助ホームの女子児童用を創設する。

- 新**スプリンクラー整備(乳児院) 8,800千円
 消防法施行令改正により、火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等にスプリンクラーの設置が義務付けられ、乳児院がその対象となった。そこで乳児院のスプリンクラー設置に対し、その費用を助成する。
- 新**ひとり親家庭の在宅就業支援事業 44,200千円
 ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践し、就業の拡大に向けた環境整備を図る。
- ひとり親家庭のための北九州市合同就職説明会 4,500千円
 就職が困難なひとり親家庭の父母の就業と自立を支援するため、ひとり親家庭への理解を示す複数の企業への就職の機会を提供する。
- ひとり親家庭等医療費支給制度 1,806,999千円
 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担額を助成する。
- 母子家庭等自立支援給付金事業 180,000千円
 母子家庭の母の自立促進のために、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の対象資格を追加する。また、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援する、自立支援教育訓練給付金の支給を行う。
- 新**保育カウンセラー事業 1,350千円
 虐待が疑われる子どもやその保護者に対する保育所の保育指導や相談機能の強化、家庭保育力の向上を図るため、保育所の巡回などを行うカウンセラーを配置する。
- 乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談事業)(一部再掲) 8,400千円
 心身の発達が気になる乳幼児を早期に発見し、早期に対応するため、わいわい子育て相談の受け入れを拡充し、親子遊び教室の充実を図る。
- 新**親子通園事業 2,600千円
 直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達が気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での親子遊びや行事参加などの体験、相談を通じて支援を行う。
- 里親促進事業 3,947千円
 里親の養育技術の向上を図るため、里親および里親希望者に対して研修を実施するとともに、里子への真実告知、特別養子縁組、レスパイトケアに対応する。
- メンタルフレンド派遣事業 2,196千円
 メンタルフレンドをひきこもり(不登校)児童等の家庭に派遣し、児童の心の健康を回復、対人関係向上を目指すとともに被虐待児童の心理的サポートや児童とその家族の経過観察を行い、虐待の再発防止や早期発見を目指す。

- 家族のためのペアレントトレーニング事業 2,790 千円
「虐待を行った保護者」と「養育不安のある保護者」に対し、カウンセリング、養育訓練等を行い、被虐待児童の家庭復帰や養育不安家庭への心理的・实际的援助を行う。
- 児童虐待防止(子どもの人権擁護)推進事業 17,808 千円
児童虐待の早期発見および虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との連携強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制を整備するとともに、関係機関等の職員の研修及び広報啓発活動を行う。
- 24時間子ども相談ホットライン事業 14,620 千円
いじめ、虐待、ひきこもりなど、子どもに関するあらゆる相談を、相談者と一緒に、24時間体制で考えていく。

担当課 一覧

事業名	担当課	電話番号
(1) 仕事と子育ての両立支援		
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画推進部	093-582-2405
多様な保育サービスの拡充	保育課	093-582-2412
保育所の適正配置	保育課	093-582-2412
放課後児童健全育成事業（学童の全児童化）	子育て支援課	093-582-2410
児童館の充実	子育て支援課	093-582-2410
新児童館等AED設置事業	子ども家庭政策課	093-582-2550
認可外保育施設への指導	保育課	093-582-2412
社会福祉施設従事者研修（保育所職員）事業	保育課	093-582-2412
(2) 安心して生み育てることができる環境づくり		
母子健康診査	子育て支援課	093-582-2410
のびのび赤ちゃん訪問事業	子育て支援課	093-582-2410
すくすく子育て支援事業	子育て支援課	093-582-2410
食を通じた乳幼児等の健康づくり	子育て支援課	093-582-2410
新思春期保健連絡会	子育て支援課	093-582-2410
乳幼児等医療費支給制度	子育て支援課	093-582-2410
特定不妊治療費助成事業	子育て支援課	093-582-2410
新（仮称）子育てに優しいまちづくりに向けたキャンペーン	子ども家庭政策課	093-582-2550
新子育てに優しいまちづくり推進事業	子ども家庭政策課	093-582-2550
親子ふれあいルーム整備事業	子ども家庭政策課	093-582-2550
新育児サークル支援活動事業	子育て支援課	093-582-2410
新子育てに関する情報提供の充実	子ども家庭政策課	093-582-2550
赤ちゃんの駅登録事業	子ども家庭政策課	093-582-2550
子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営	子ども家庭政策課	093-582-2550
地域子育て支援センター事業	保育課	093-582-2412
ほっと子育てふれあい事業	子育て支援課	093-582-2410
子育て支援総合コーディネーター配置事業	保育課	093-582-2412
北九州市次世代育行動計画推進事業	子ども家庭政策課	093-582-2550
新子ども手当	子育て支援課	093-582-2410
児童扶養手当	子育て支援課	093-582-2410
(3) 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり		
新青少年体験活動等活性化事業	青少年課	093-582-2392
新「（仮称）青少年応援センター」の設置及び運営事業	青少年課	093-582-2392
若者のための応援環境づくり推進事業	青少年課	093-582-2392
青少年の家の整備・充実	青少年課	093-582-2392
新非行少年の立ち直り支援と体制強化事業	子ども総合センター	093-881-4556
(4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援		
児童養護施設等入所児童自立生活支援事業	子育て支援課	093-582-2410
新児童養護施設等のAED設置事業	子育て支援課	093-582-2410
新女子児童用自立援助ホームの創設	子育て支援課	093-582-2410
新スプリングラー整備（乳児院）	子育て支援課	093-582-2410
新ひとり家庭の在宅就業支援事業	子育て支援課	093-582-2410
ひとり親家庭のための北九州市合同就職説明会	子育て支援課	093-582-2410

ひとり親家庭等医療費支給制度	子育て支援課	093-582-2410
母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課	093-582-2410
新保育カウンセラー事業	保育課	093-582-2412
乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談事業）	子育て支援課	093-582-2410
新親子通園事業	保育課	093-582-2412
里親促進事業	子ども総合センター	093-881-4556
メンタルフレンド派遣事業	子ども総合センター	093-881-4556
家族のためのペアレントトレーニング事業	子ども総合センター	093-881-4556
児童虐待防止（子どもの人権擁護）推進事業	子ども総合センター	093-881-4556
24時間子ども相談ホットライン事業	子ども総合センター	093-881-4556

ワーク・ライフ・バランスの推進について

1 事業の概要

多様な働き方や生き方が選択でき、活力ある豊かな社会を実現するため、市民・企業・行政が協働して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた地域運動を展開するとともに、企業等の取り組みを社会全体で後押しするための事業を行う。

2 事業内容

《推進体制の整備》

①ワーク・ライフ・バランス推進協議会の運営

【事業概要】行政、企業、経済団体、労働団体等のトップで構成する「ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性等について共通理解を形成する。

《地域運動》

②ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン

【事業概要】ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業に対する定時退社の働きかけや市職員の定時退庁キャンペーンなどを行う。また、ワーク・ライフ・バランスの趣旨等を各種メディアでPRすることで、社会全体にワーク・ライフ・バランスを周知するキャンペーンを実施する。

③ワーク・ライフ・バランス推進ホームページの運営・強化

【事業概要】ホームページでワーク・ライフ・バランスの趣旨や市内企業等の取り組み等をPRする。

《企業の取り組み支援》

④ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣制度

【事業概要】ワーク・ライフ・バランスを進めようとする企業にアドバイザーを無料で派遣する。

⑤ **新**: 企業向けセミナー

【事業概要】「一般事業主行動計画」の策定や女性活躍推進を支援するセミナーを開催する。

《ワーク・ライフ・バランス推進のPR》

⑥ワーク・ライフ・バランス表彰

【事業概要】企業・団体等における子育て支援、男女共同参画推進のための環境づくりを促進するとともに、その必要性について市民や企業等の意識向上を図る。

⑦ワーク・ライフ・バランス企業向け講演会

【事業概要】ワーク・ライフ・バランスを推進する上では、長時間労働など働き方の見直しが必要不可欠であることから、企業のトップ・人事担当者等を対象に講演会を実施し、企業でワーク・ライフ・バランスを推進するメリット等について啓発する。

⑧啓発パンフレットの作成

【事業概要】ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、働き方の見直しとともに、性別による固定的役割分担意識の解消など市民一人ひとりの意識改革が必要である。そこで、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性について、わかりやすく記載した市民向け啓発パンフレットを作成する。

3 予算額

15,111 千円

平成22年度 保育所の適正配置計画

1 概要

仕事と子育ての両立を支援するため、保育所が不足する地域に民間保育所1施設を新たに開設する。また、施設の老朽改築とあわせて公立保育所の民営化を推進し、保育所運営の効率化と保育環境の向上を図る。

2 事業計画

(1) 民間保育所の新規開設 (1施設)

区	保育所名	計画の概要
若松区	高須・江川地区 (民間 定員70名)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の不足する高須・江川地区について、平成23年4月を目途に民間保育所の新規開設を行う。(定員70名) ○ 保育所の整備に先立ち、平成21年度中に新保育所の設置・運営主体を公募する。 〔平成22年2月公募、22年6月頃選定〕

(2) 公立保育所の民営化 (1施設)

区	保育所名	計画の概要
小倉北区	篠崎保育所 (直営 定員60名)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度末を目途に保育所の民営化を行う。 ○ 民営化に先立ち、平成22年度に保育所の運営主体を公募する。〔平成22年5月頃公募、10月頃選考〕 ○ 保育所の民営化後、引き続き施設の改築に取り組む。 ○ 保育所の民営化と施設の改築にあわせて、延長保育、一時保育を順次実施する。

(3) 民営化施設の改築 (1施設)

区	保育所名	計画の概要
戸畑区	三六保育所 (民営化 定員90名)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年4月1日付で直営から民営化した三六保育所について、平成22年度中を目途に現地建替えを行う。 ○ 工事期間中の仮園舎として、旧千防保育所(旧浅生小学校)を法人へ貸与する。〔平成22年5月頃 仮移転予定〕 ◇ 設置運営主体：(社福)いわき福祉会

3 平成22年度 予算額 (合計)

245,500千円

(参考資料2)

放課後児童健全育成事業

1 事業の概要

放課後児童対策として、低学年の留守家庭児童を主に対象としていた放課後児童クラブ（学童保育）を、低学年や留守家庭に限らず、希望する全ての児童を受け入れられるよう、平成20年度から22年度までの3カ年で、計画的に整備・拡充する。また、クラブ施設の整備にあたっては、施設基準の見直しや対象児童の多い同一校区内の複数設置を行い充実させる。

整備計画の最終年度となる平成22年度は、全児童化に必要な施設整備を完了し、平成23年4月には、全てのクラブで全児童化を実施する。

2 事業の内容

(1) 放課後児童対策の拡充（学童の全児童化）

① 事業概要

放課後児童クラブの対象を小学校低学年の留守家庭児童から、希望する全ての小学生とする。また、70人を超える大規模なクラブを分割（複数化）する。

② 予算額 1,336,100千円（一般クラブ：806,735千円 児童館：529,365千円）

・大規模クラブの分割（複数化）

※ 及び全児童化による児童数増含む 258,997千円

実施計画

放課後児童クラブ

全児童対応 平成20年度 19校区 ⇒ 平成21年度 56校区 ⇒ 平成22年度 96校区

大規模クラブ分割 平成20年度 4クラブ ⇒ 平成21年度 43クラブ ⇒ 平成22年度 28クラブ

(2) 放課後児童対策の拡充（学童の全児童化）に係る施設整備

① 事業概要

従来から行っていた放課後児童クラブの未整備校区解消、老朽化した施設の改築、施設が狭隘なために登録できない児童（待機児童）がいるクラブの増築に加え、新たに留守家庭に限らず希望する全ての児童を受け入れるための施設整備を行う。

また、20年度より順次、児童館内にある放課後児童クラブの全児童化を進めているため、既存児童館の施設整備を行う。

② 予算額 1,387,600千円

③ 実施計画（22年度実施の施設整備）

○23年度から全児童対応をするための施設整備

33箇所

○22年度から全児童対応をする児童館の改修

8箇所

3 予算額

平成22年度 2,723,700千円

乳幼児等医療費支給制度

1 事業の概要

乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、疾病または負傷に係る医療費の自己負担額を助成するもの。平成21年10月の制度改正により、入院費の助成対象を小学校3年生まで拡大し、所得制限については3歳未満は廃止、3歳以上は緩和を図った。

さらに、平成22年度は、子育て支援として、入院費の助成対象を小学校3年生までを小学校6年生まで拡大し、子育て世代の不安を軽減するもの。

2 事業の内容

(1) 現行制度

- ① 対象者 0歳～小学校3年生（小学校1年生～3年生は入院のみ対象）
- ② 所得制限 0歳～2歳：なし
3歳～小学校3年生：あり
（子どもが二人以上いる世帯は申請により免除）
- ③ 自己負担 0歳～小学校就学前：なし
小学校1年生～3年生：入院1日500円（月上限7日）

(2) 拡充内容

- ① 拡充対象者 小学校4年生～6年生
（所得制限、自己負担は、現行制度小学校1年生～3年生に準じる）
- ② 実施時期 平成22年10月から

3 予算額

2,438,400千円（うち拡充分26,000千円）

担当課：子ども家庭政策課
担当者：柴田
電話：582-2550

(新) 子育てに優しいまちづくり推進事業

目的

多くの親が子育てに悩みや不安を抱えている中、地域ぐるみで子育てを支える必要性が高まっている。そこで、子育てに関する学びや活動等を通じて、地域での子育てを支援することで、地域住民の子育てへの関心を高めながら、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支援する、子育てに優しいまちづくりを促進する。

事業概要

地域での子育て支援活動を促進するため、小学校区単位を基本とし、以下の支援を行う。

- 1 新たに子育て支援や社会教育等の活動に関する経験・実績を持つアドバイザーを派遣するなど、子育て支援活動の企画・実施への支援
- 2 地域での子育て支援活動に要する経費（講座やイベントの実施など）への助成
- 3 地域の子育て支援に関わる人材のスキルアップのため、子育てに関する研修会や学習会等の実施、また、モチベーションアップのための先進事例発表会等の実施

予算額

5,000千円

(新) 育児サークル活動支援事業

1 事業の概要

就学前の乳幼児の健全育成と子育てに関する保護者間の情報交換の場として活動している育児サークルに対し、子どもたちの知育に有用な遊具・教材などを購入する場合の費用の一部を補助する。

2 対 象

市内の市民センターや児童館を拠点として活動している育児サークル

3 内 容

育児サークルで用いる紙芝居、ブロック、パズルなどの購入への助成
(消耗品、食品などは対象外)

4 補助金額

サークル当たりの補助限度額を設け、その範囲内で助成する。

5 その他

本事業は、安心子ども基金からの補助を受け、平成22年度単年度の事業として実施する。

6 予 算

2,000千円

(新)子ども手当

1 目的

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。

2 制度概要

- (1) 支給対象 : 中学校修了までの児童
- (2) 所得制限 : なし
- (3) 支給額 : 1人につき、月額13,000円
支払月 : 6月(4・5月分)
10月(6・7・8・9月分)
2月(10・11・12・1月分) } 支給月数10ヶ月
※ 平成22年度

3 申請手続(予定)

- (1) 新規受給対象者(児童手当を受給していない者)・・・認定申請が必要
- (2) 現在児童手当を受給している者・・・原則として申請不要
※ ただし、中学校2・3年生になる子がいる場合は、その子について増額申請が必要。
※ 申請が必要な者について、平成22年9月末までに申請すれば、4月分に遡って支給される(経過措置)。

4 財源

- (1) 子ども手当分については、全額を国庫が負担する。
- (2) 子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国・地方・事業主が費用を負担する。

5 予算

16,233,000千円(10ヶ月分)

(新) 「(仮称) 青少年応援センター」の設置及び運営事業

1. 事業目的

ニート(若年無業者)、ひきこもり、不安定な雇用形態、多重債務、未婚化・晩婚化等、雇用情勢の悪化や経済的格差の拡大、家族や周囲との円滑なコミュニケーションの欠如などにより、将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上での「困難」を抱えている子どもや若者が増加している。

そのため、「困難」を抱える子どもや若者を総合的にサポートあるいはコーディネートしていく総合相談窓口として「(仮称) 青少年応援センター」を設置し、自立を支援する。

2. 事業概要

(1) 設置場所

- ◆「ウェルとばた」2階スペースを予定

(2) 支援対象者

- ◆社会生活を円滑に営む上での「困難」を有する者(概ね15歳以上39歳以下)とその家族
※「困難」とは、主として、何らかの要因により就学も就労もできない状態、つまり、ニート(若年無業者)やひきこもりに代表されるような社会的自立に困難を抱える状態。

(3) 運営形態及び体制

- ◆社会福祉法人やNPO等への業務委託
 - ・運営管理責任者(受付、庶務事務等を含む): 1名
 - ・相談員(カウンセラー、臨床心理士、教諭経験者等): 1名

(4) 業務内容

- ◆困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談
- ◆関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言などを行い総合的にサポート(コーディネート)
- ◆保護者のための面接相談 等

(5) その他

一つの機関で支援も含めて全て対応することは困難である。関係機関等が行う支援の継続性を維持し、効果的かつ円滑に支援するため、関係機関により構成される「(仮称) 子ども・若者支援地域協議会」を設置(別事業)するなどネットワークづくりを行う。

3. 平成22年度予算額

10,000千円(一般財源10,000千円)

※初年度の運営経費については、平成22年10月～平成23年3月までの6ヶ月分を計上。

(新) ひとり親家庭の在宅就業支援事業

1 事業概要

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践し、就業の拡大に向けた環境整備を図る。

2 対象者

ひとり親・寡婦

3 事業内容

ひとり親・寡婦が、在宅で子育て支援サービス（子どもの一時預かり、保育所等への子どもの送迎等）提供分野での就業ができるよう、業務開拓や能力開発を行う。

(1) 業務開拓

在宅での子育て支援サービス（子どもの一時預かり等）の新規業務開拓、発注者の掘り起こしを行う。

(2) 能力開発

子育て支援サービス（子どもの一時預かり等）の提供の際に必要な保育技能を修得する研修を実施する。

4 事業期間

平成22年4月～平成24年3月（2年間）
能力開発研修（基礎研修6ヶ月間、応用研修9ヶ月間の構成）を2回実施

5 予算

平成22年度：44,200千円
経費の全額が安心子ども基金により措置される。

6 債務負担行為

複数年度にわたる業務委託契約を締結することから、債務負担（39,000千円）を設定する。

乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談)の拡充

1 事業の概要

子どもの健やかな発育を促し、保護者の不安解消や様々な問題を予防するために、心身の発達が気になる乳幼児を早期に発見し、早期に対応する「わいわい子育て相談」や「親子遊び教室」の拡充を図る。

2 事業の内容

(1) わいわい子育て相談の回数の拡充 (108回→168回)

①内容：区役所において、発達が気になる乳幼児を専門職がチームで相談に応じ、必要な支援につなぐ。

②スタッフ：小児科医・臨床心理士・保育士・作業理学療法士・保健師等

③実施回数：各区 月に1～3回

(2) 親子遊び教室の全区実施 (36回→84回)

①内容：わいわい子育て相談の結果、専門機関を受診するまでの親子や経過観察が必要な親子に対して、専門職が相談に応じるとともに、遊びを通じて親子の関わり方を指導する。

②スタッフ：臨床心理士・保育士・保健師等

③実施回数：各区 月1回

3 予算額

22年度		従来分	拡充分	合計
わいわい子育て相談	実施回数	108回	60回	168回
親子遊び教室	実施回数	36回	48回	84回
予算額		5,000千円	3,400千円	8,400千円

(新) 親子通園事業について

1 事業概要

区役所で実施している「わいわい子育て相談」などで継続支援が必要な発達に不安のある児童や育児に不安のある親を、保育所に新たに設置する親子通園クラスにおいて、在家庭の親子に対し、遊びや相談などを通して、保育所や幼稚園への移行支援を行う。

2 事業内容

(1) 対象者

- ・在家庭の発達が気になる子ども（0歳～就学前まで）や育児に不安のある保護者
- ・児童と保護者のペアで通園

(2) 保育内容

- ・親子遊びや相談等を通して、子どもとの接し方や子育ての楽しさを伝える。
- ・一定期間の経過観察を行い、保育所・幼稚園等への移行支援を行う。

3 予算額

2,600千円（保育材料費、備品等）